

【坂井市】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6,968 人	6,750 人	6,664 人	6,478 人	6,333 人
② 予備機を含む 整備上限台数	0 台	7,762 台	0 台	0 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除 く)	0 台	6,750 台	0 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によ るもの	0 台	6,750 台	0 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	101.2%	104.1%	106.5%
⑥ 予備機整備台 数	0 台	750 台	0 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によ るもの	0 台	750 台	0 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%

(端末整備・更新計画の考え方)

- ・令和 3 年 3 月に整備を実施した Windows 端末の OS が令和 7 年 10 月でサポート終了となるため、それまでに端末の更新を行う。
- ・令和 7 年度以降に生徒数が大幅に増えた場合は追加整備を行う予定。
- ・令和 7 年度以降の児童生徒数は見込みであるため、調達時に最新の数値に更新予定。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：7,688 台

○処分方法

下記いずれかの方法で再使用もしくは再資源化することを検討している。

- ・ソフトウェアによるデータ消去後に再使用
- ・基盤及び筐体破壊による物理破壊後に再資源化

ソフトウェアによる消去の安全性及び処分費用を考慮し、慎重に決定する予定である。

なお、データ消去・物理破壊いずれの場合も小型家電リサイクル法の認定事業者へ業務を委託し、
処分証明書の提出は必須とすることで確実性を担保する。

○端末のデータ消去方法

- ・処分事業者へ委託する。

○スケジュール

令和 7 年 9 月 新規購入端末の使用開始

令和 7 年 10 月以降 処分業者・処分方法等の検討

令和 7 年 5 月 1 日一部更新